

# ツナガルカンパニーとは

三条市は、障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例のまちを推進するため、合理的配慮の提供や、共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者を「ツナガルカンパニー（共生社会推進企業）」として認証しています。

〜共に生きるまちづくりに向けて〜

# 「ツナガルカンパニー」

登録事業者募集のご案内



三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例

## ともまち条例

## ともまち条例

パンフレットのダウンロード

問合せ先  
三条市福祉保健部  
福祉課障がい支援係  
電話:0256-34-5408  
FAX:0256-35-2150  
fukusi@city.sanjo.niigata.jp  
三条市福祉課公式 SNS



🔍 @sanjo\_fukusika

# 合理的配慮とは

社会のいろいろなバリアを取り除くために、できる範囲で必要な工夫や対応をすることです。

～共に生きるまちづくりに向けて～

# ツナガルカンパニー を募集します

ツナガルカンパニー 認証店ステッカー



## ツナガルカンパニー (共生社会推進企業) について

三条市では、共に自分らしく暮らすためのまちを推進するため、合理的配慮の提供や、共生社会の実現に向けた取組を実施している事業者を『ツナガルカンパニー』として認証する制度を創設しました。認証後は、事業者には認証ステッカーをお配りするほか、三条市のホームページ及び SNS で、事業者とその取組内容について広く市民に周知します。

## 合理的配慮の提供とは

- 障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 事業者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者が話し合いを通じて、お互いに理解し合いながら、対応案を検討することが重要です。



合理的配慮を求められたが  
どのように対応すればよいか  
分からない…

そんなときは、福祉課にご相談ください！

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます。

## 1 申請条件 次のいずれかに当てはまる事業者

- (1)障がいのある方や困っている方に対し、優しいサービスや合理的配慮を提供している、又は今後提供する事業者であること。
  - (2)障がい福祉サービス事業所から物品や役務の調達をしている、又は今後調達する事業者であること。
- ※事業者の所在地・業種は問いません。

## 2 登録方法～認証の流れ～

- ① 三条市が作成した動画を閲覧(下記QRコードより専用ページをご覧ください。)
- ② 専用フォームから必要事項を記入し提出、又は申請書をダウンロードし、福祉課に提出(提出方法は問いません)
- ③ 申請内容を確認後、ステッカーを事業者へ送付します。
- ④ 三条市ホームページ及びSNSにて認証事業者と取組内容について掲載します。



申請先(問合せ先) 三条市福祉保健部福祉課障がい支援係  
電話:0256-34-5408/FAX:0256-35-2150

ツナガルカンパニー申込サイト QRコード  
まずは、こちらをご覧ください→

